

第1章 行動計画策定の趣旨

1. 後期計画の基本的な考え方

近年、我が国は少子化が世界に例をみないスピードで進み、少子化対策は国の最重要課題のひとつとなっています。

国においては、少子化の流れを変え、地域の子育て支援に関わる取組をバランスよく総合的に展開することを目的に、平成 15 年度の「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」の制定をはじめ、「少子化社会対策大綱」の閣議決定、「子ども・子育て応援プラン」の策定、「改正児童福祉法」の制定等により、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成 20 年度の我が国の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均人数）は 1.37 であり、前年の 1.34 を 0.03 ポイント上回り、3 年連続上昇していますが、出産期（15～49 歳）の女性人口の減少等により出生率が上向いたとされ、実質的には出生数自体は横ばいで、少子化傾向は変わらないとされています。

こうした少子化は、社会保障制度をはじめとして我が国の経済社会に深刻な影響を与えるとともに、地域社会から子どもの姿がみられなくなることにより、その活力が失われることが懸念されています。

このような状況にあって、白石市では、「白石市次世代育成支援行動計画（前期：平成 17～21 年度）」を策定し、計画で掲げた様々な施策や事業を推進し、子育て環境づくりの推進に努めてきました。

このたび、前期行動計画が平成 21 年度で終了することから、今回、必要な見直しを行い、平成 22 年度から 5 年間の後期行動計画（平成 22～26 年度）を策定することとなりました。

見直しにあたっては、前期行動計画について評価・検証し、国の示す「行動計画策定指針」に基づくとともに、本市をめぐる社会情勢や住民ニーズ、総合計画等との整合性を踏まえた計画を策定し、より一層の対策を推進するものとします。

また、本計画は、母子保健計画の国民運動計画として展開している「健やか親子 21」の母子保健にかかわる内容も包含しており、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援、並びに親と子が健やかに暮らせるまちづくりを推進する指針となるものです。

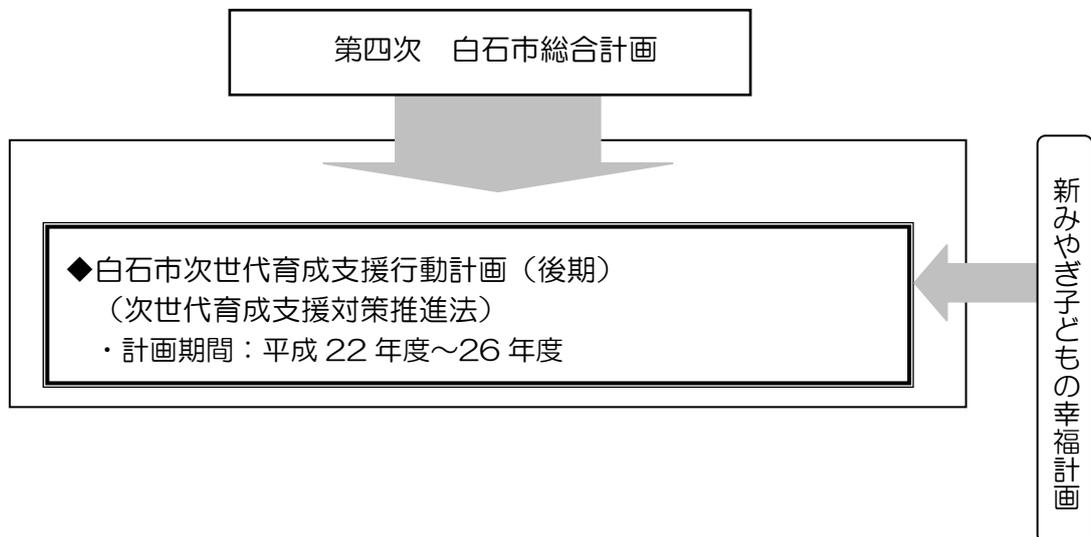
2. 計画の期間

本計画は、平成 17 年度からの 5 年間で第 1 期とし（前期計画）、前期計画の見直しを平成 21 年度に行った上で、平成 22 年度からの 5 年間の後期計画を定めることとしています。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期行動計画									
				見直し	後期行動計画				

3. 計画の位置づけ

本計画は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を促進することを目的とする 10 年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画です。国の「次世代育成支援対策推進法」や県の「新みやぎ子どもの幸福計画（宮城県次世代育成支援行動計画）」等の内容を踏まえるとともに、上位計画である「第四次白石市総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、今後の本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。



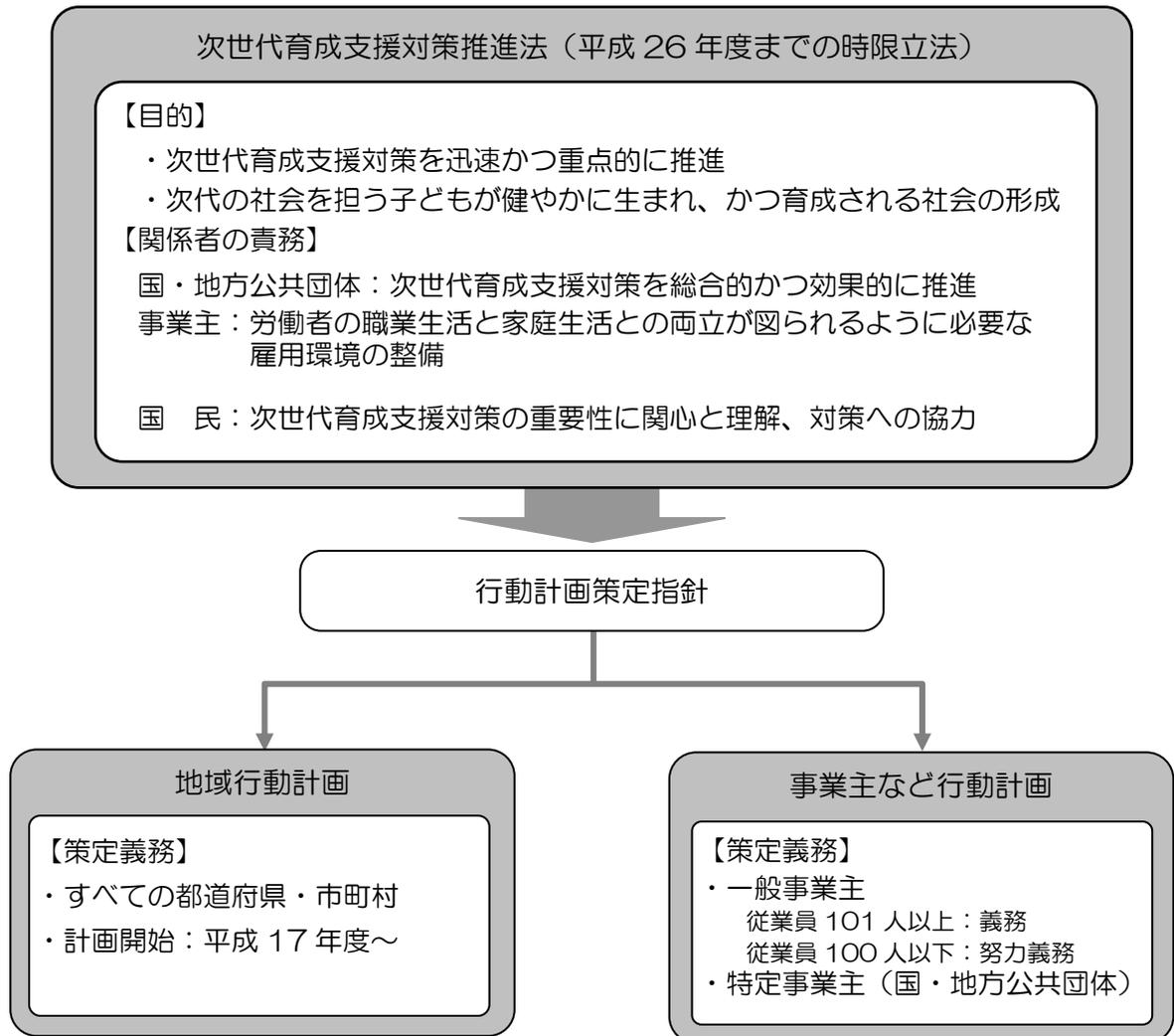
4. 計画の策定体制

策定にあたっては、検討機関として市民や関係機関の代表により構成する「白石市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、子ども家庭課を事務局として計画の検討を行いました。

5. 次世代育成支援対策推進法の概要

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律で、平成 17 年度から 10 年間の時限立法です。

また、本法律は、平成 21 年 4 月 1 日に改正され、平成 23 年 4 月 1 日からは、一般事業主行動計画の策定・届出及び公表、従業員への周知の義務付け範囲が、従業員数 101 人以上の企業に拡大されることになりました。



6. 少子化をめぐる動向

(1) これまでの少子化対策

- 我が国では、平成2年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討をはじめ、平成6年に「エンゼルプラン」を策定、平成11年度を目標として保育サービスの充実が図られました。
- 平成11年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。
- 平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取組が特に保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取組を進めることとされました。
- 平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。
- また、平成15年には、議員立法により「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。
- 平成16年12月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、概ね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

(2) 少子化をめぐる最近の議論

- ◆ 平成 20 年 7 月に「5つの安心プラン」がとりまとめられ、少子化対策に関しては、国民の結婚・出産・子育てについての「希望」と「現実」との乖離を解消し、未来を担う子どもたちを守り育てる社会を実現するための「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」についての施策が盛り込まれています。
- ◆ 平成 20 年 11 月に「社会保障国民会議」の最終報告がとりまとめられ、① 未来への投資としての少子化対策、② 仕事と生活の調和の推進、③ 子育て支援サービスの充実、④ 地域における子育て環境の整備、⑤ 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築の5つの視点から課題を整理しています。
- ◆ 平成 20 年 12 月に、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」が策定され、国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図るとされています。

(3) 行動計画策定指針の基本的視点

国が策定した行動計画策定指針において、以下のような「策定にあたっての基本的な視点」が定められています。

① 子どもの視点

- 次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要
- 子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要

② 次代の親づくりという視点

- 子どもは次代の親となるものとの認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成が必要

③ サービス利用者の視点

- 子育て支援ニーズの多様化に柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要

④ 社会全体による支援の視点

- 国や地方公共団体をはじめ、企業や地域社会など様々な担い手の協働により、社会全体で次世代育成支援対策を推進することが必要

⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点

- 子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、次世代育成支援対策を推進することが必要

⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

- 子育てに関する地域活動団体や地域の高齢者、民間事業者、自然環境、伝統文化等の様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要
- 保育所や公民館、学校施設等の各種公共施設の活用も必要

⑦ サービスの質の視点

- 人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要

⑧ 地域特性の視点

- 利用者のニーズ及び必要とされる支援策には地域特性があるため、各地方公共団体が地域特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要

(4) 計画に盛り込むべき内容

次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を体系的に盛り込むことが必要とされ、以下の7項目が挙げられています。

① 地域における子育ての支援

- 子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークづくり等

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 子どもや母親の健康の確保、食育の促進、思春期対策の充実、小児医療の充実等

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上等

④ 子育てを支援する生活環境の整備

- 良質な住宅・良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心なまちづくりの推進等

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等、仕事と子育ての両立の推進

⑥ 子どもの安全の確保

- 交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等

⑦ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立支援の推進、障害児施策の充実

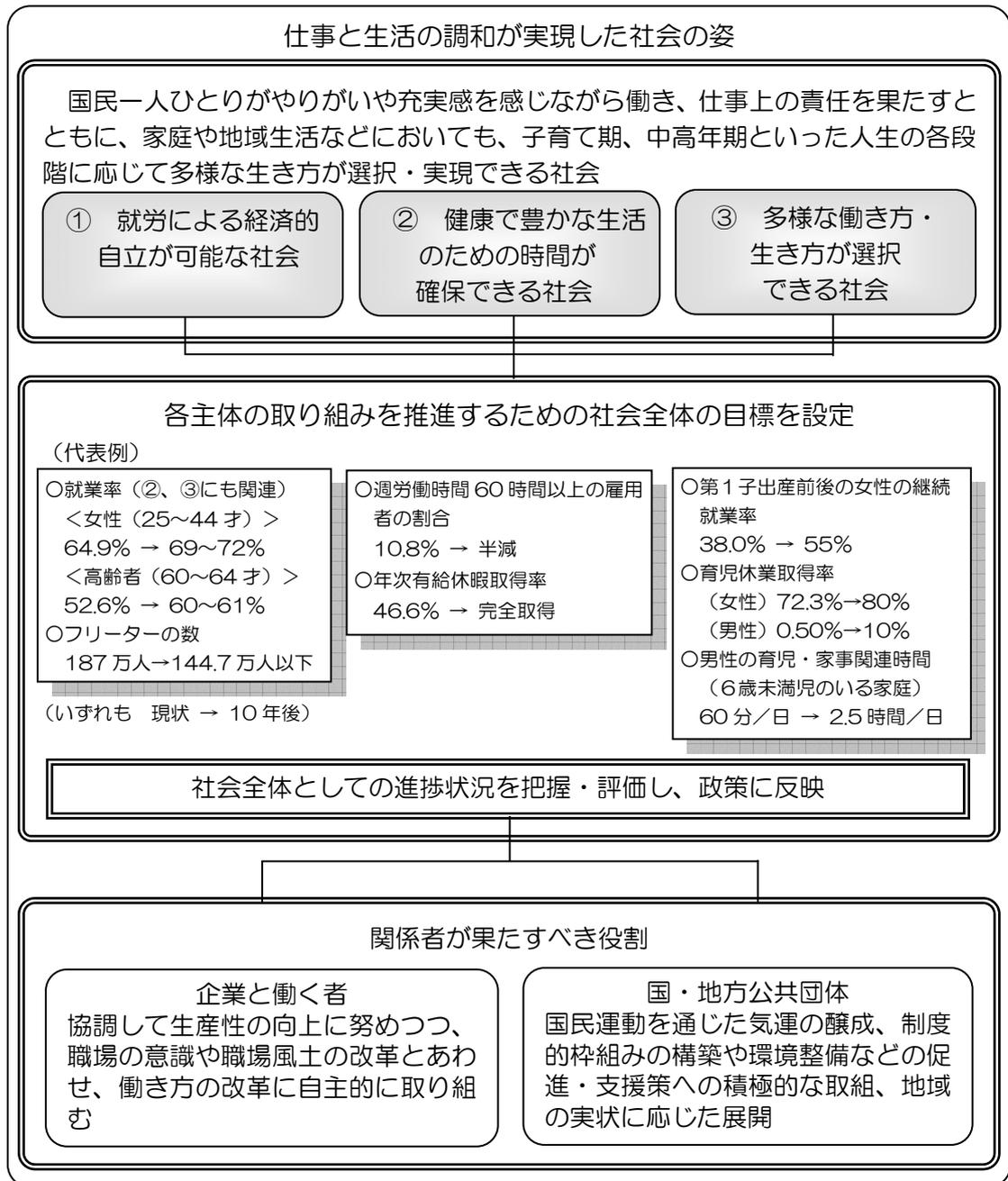
(5) 後期行動計画における新たな対策の方向性

後期行動計画においては、行動計画策定指針に加え、新たに「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とした新たな対策が求められています。

① 仕事と生活の調和の実現

平成19年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定されました。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、目指すべき社会の姿として、以下のような提言がなされています。



② 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るために、次の3つの考え方で、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築するとされています。

